

令和4年3月9日
山形県立新庄病院

当院の受診を希望される皆さまへ

山形県立新庄病院長 八戸 茂美

診療体制維持への御協力のお願い（期間延長）

地域の皆さまには日頃から当院の運営につき御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、皆さまご承知のとおり、当地域における新型コロナウイルスの感染者は、依然減少の傾向が見られず、当院においては医療提供のひっ迫の状況が続いております。このため、現在実施している皆さまへのご協力のお願いの期間を下記のとおり2週間延長するとともに、新たに、主治医が延期可能と判断した検査についても可能な範囲で延期することといたしました。

皆さまには、ご不便をお掛け致しますが、引き続き安全・安心の医療の提供を維持継続するため、何卒、御理解の上、よろしく御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1 御協力いただきたい事項

(1) 外来受診

- ・かかりつけ医をお持ちの方で体調等がすぐれない場合には、先ず、かかりつけ医を受診してください。
- ・当院がかかりつけで症状の落ち着いている患者さまには、本人の御了解をいただいた上で、対面の診察は行わずお薬の処方箋のみを発行する「FAX処方」（=FAXによる御希望の薬局への処方箋送信）にて対応いたします。

(2) 手術及び検査の延期

- ・主治医において延期が可能と判断した手術及び検査については、患者さま本人の御了解をいただいた上で延期いたします。

2 御協力をお願いする期間（延長分）

令和4年3月14日（月）から3月27日（日）まで（2週間）※

※従来の要請期間（令和4年2月25日（金）から3月13日（日）まで）